

補 助 金 名	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)
制度の趣旨	今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組(収益性向上対策)と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組(生産基盤強化対策)を支援し、生産体制の一層の強化を図る。
取組主体	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)」に参加する <u>農業者</u> 、 <u>農業者団体</u> (農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)等
補助対象事業 及 補助対象経費	■収益性向上対策 ○農産物処理加工施設、低コスト対応性ハウス等の産地の基幹的な施設の整備 ○農業用機械のリース導入・取得、生産資材の導入 等 ■生産基盤強化対策 ○農業用ハウスや果樹園・茶園等の再整備・改修 ○農業機械のリース導入・取得 ○土づくり等の取組 等
補 助 基 準 及 補 助 要 件	■共通 ○地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられていること ○基準を満たした成果目標を定めること ■収益性向上対策 ○面積要件等を満たしていること ■生産基盤強化対策 ○生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること ※メニューにより要件が異なりますので、詳細な内容等については、農産課にお問合せください。
補 助 率	1 / 2 以内、定額等
根 拠 法 令	・産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(農林水産省制定) ・京都府産地生産基盤パワーアップ事業実施方針 ・補助金等の交付に関する規則 他
担 当 課	農林水産部農産課・075-414-4945